

様式第3号（第5条関係）

口座振込依頼書

年 月 日

下田市長 様

住所

氏名

電話番号

下記のとおり地方就職学生支援金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預金種別	普通預金	
預金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

地方就職学生支援金の交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

下田市長

下田市地方就職学生支援金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3桁）：

口座名義：

（注）指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

2 交付の条件

- （1）支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （2）支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び下田市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 下田市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - （1）地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - （3）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に下田市に転入しなかった場合：全額
 - （4）地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職か

ら3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

(5) 転入日から3年未満に下田市以外の市区町村に転出した場合：全額

(6) 転入日から3年以上5年以内に下田市以外の市区町村に転出した場合：半額

管理コード	
-------	--

様式第5号（第8条関係）

地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日

下田市長 様

地方就職学生支援金交付決定通知書を再交付願います。

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
再交付理由			
通知書の 利用目的			

(注) 本再交付願に加え、返信用封筒（84円切手を貼付の上、上記記載の郵便番号、住所及び氏名を記入）を提出してください。

地方就職学生支援金の交付決定通知書（再交付）

第 号
年 月 日

様

下田市長

下田市地方就職学生支援金交付要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

- 1 交付決定日 年 月 日
2 交付決定額 円
振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3桁）：

口座名義：

（注）指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

3 交付の条件

- （1）支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
（2）支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び下田市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 下田市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
（1）地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
（2）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
（3）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に下田市に転入しなかった場合：全額
（4）地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職か

ら3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

(5) 転入日から3年未満に下田市以外の市区町村に転出した場合：全額

(6) 転入日から3年以上5年以内に下田市以外の市区町村に転出した場合：半額

管理コード	
-------	--